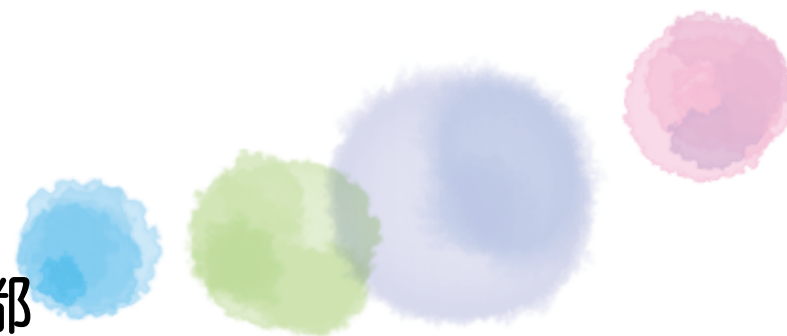


平成30年度 社会福祉振興助成モデル事業成果報告

「食物アレルギー児への子育て支援事業」

認定特定非営利活動法人 **FaSoLabo**京都
京都市中京区姉西洞院町542 サンフィールドビル3階
TEL/FAX (075) 252-5088



FASOLABO京都の事業・活動

理念：食物アレルギーの子どもと保護者のQOL(生活の質)の向上

当事者支援

- サポートデスク
(居場所作り事業)
- 保護者の交流の場
- 子ども対象のイベント
- 学びの場



支援者支援

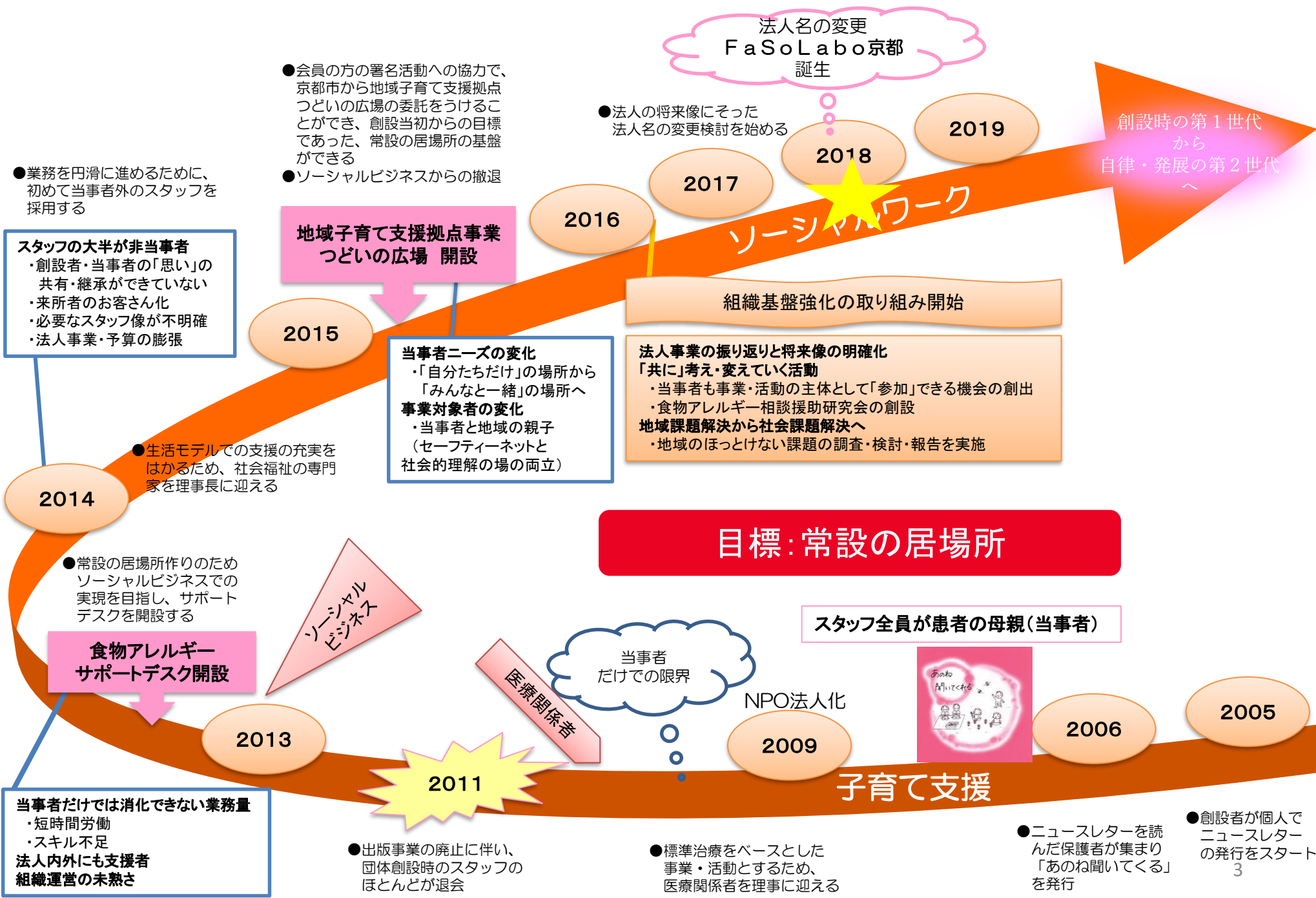
- アレルギー大学
(京都市)
- アレルギーの学び舎
(舞鶴市・木津川市・八幡市・
南丹市・京田辺市・福知山市・・・)



社会的理解

- つどいの広場
- 相談援助研究会





子育て支援からの 食物アレルギー支援

発行：認定特定非営利活動法人アレルギーネットワーク京都びっちゃんねっと

☆調査結果

377名の保護者から回答があり、うち有効回答数は252名（回収率69.5%）だった。
回答者の在住市町村は多い順に京都市178名、豊橋市23名、長岡京市15名、宇治市9名、城陽市8名、日向市、京田辺市、木津川市、精華町（相楽郡）、亀岡市、南丹市、大津市、大山崎町と続いた。

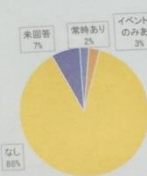
子どものアナフィラキシーショックは56名（21%、図1）の保護者が経験していた。
施設で食物アレルギー対応に関する質問項目では、40名（15%、図a）が施設初回利用時に子どものアレルギー歴の確認があったと回答し、また72名（27%）が施設がアレルギー児に対し配慮があったと回答した。

次に、食物アレルギー児の配慮に関する質問
項目では、施設入室前に衣類からアレルギー除去を行っていたと答えたのは常時ありが6名、イベント時のみありが7名（図b）、食物アレルギー児に配慮されたスペースが用意されていたと答えたのは常時ありが6名、イベント時のみありが1名（図c）、飲食物持ち込みに関する食物アレルギーへの配慮があったと答えたのは常時ありが46名、イベント時のみありが17名（図d）、遊び道具については52名が常時アレルギーフリーだったと回答し、9名がイベント時のみ配慮されていたと回答した（図e）。病棟に乏しい年代の食物アレルギー児が食物アレルギーのない児と一緒に施設で遊ぶ時の配慮は常時ありが13名、イベント時のみありが7名（図f）だった。
さらに、食物アレルギーを理由に施設利用を断られた保護者数は4名（図g）、施設イベントへの参加を断られたのは6名（図h）、イベント参加を断念したのは43名だった（図i）。

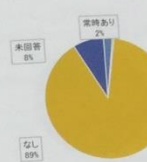
図a) 最初に施設を訪れたときに、子どものアレルギーについて職員から尋ねられましたか



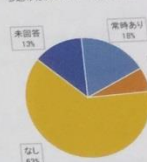
図b) 入室前に衣類についたアレルギーの除去を行っていたか



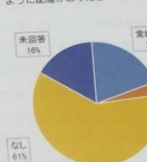
図c) アレルギー児童対応の部屋やスペースの確保がされていたか



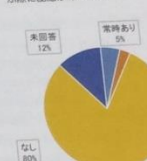
図d) 食べ物（おやつ、お弁当など）や飲み物の持ち込みはアレルギーに配慮されていたか



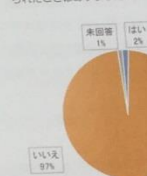
図e) 子どもの遊ぶ道具にアレルギーが含まれないように配慮があったか



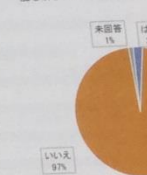
図f) アレルギーの自覚がない小さい子ども同士が遊ぶ際に配慮があったか



図g) 食物アレルギーがあることで施設の利用を断られたことはありませんか



図h) 食物アレルギーがあることでイベントへの参加を断られたことはありませんか



「子育て支援からの食物アレルギー支援」の発行

「地域子育て支援拠点」を対象とした調査
(当事者の声の客観性)



アレルギー疾患対策基本法の理念

- ① その居住する地域にかかわらず等しく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう医療の均てん化を企る
- ② 患者の生活の質(QOL)の維持向上のための支援体制の整備
研究の推進とその活用・発展
- ③ 専門性の高い医師の育成と医療機関の整備
他の医療従事者の教育と育成 相談体制の整備

「子育て支援」と 「ソーシャルワーク」の 視点からの 食物アレルギー支援

研究の推進とその活用・発展

③

専門性の高い医師の育成と医療機関の整備
他の医療従事者の教育と育成 相談体制の整備

食物アレルギーサポートデスク



つどいの広場



つどいの広場に併設された食物アレルギーサポートデスク

- ・食物アレルギーのある子ども(保護者)と無い子ども(保護者)の接点
- ・食物アレルギーの子どもの保護者(当事者)の声が直接聞ける
- ・地域の子どもの保護者の声が直接聞ける

「食物アレルギー児への子育て支援事業」

＜事業概要＞

「食物アレルギーの子どもと保護者が安心・安全に利用でき、生活面や精神面への適切な援助ができること」を目的に居場所作りを行う事業

1. 食物アレルギーの有無に関わらない、安心安全な「居場所(つどいの広場)」の運営
2. 全国のつどいの広場において、①の環境が整備される仕組みやネットワークの構築

＜事業内容＞

- 1 子育て中の家庭を対象とした地域での食物アレルギーに配慮した「居場所」運営
 - 1-1 食物アレルギーに配慮した催しの開催と参加者へのアンケート
 - 1-2 居場所の周知や普及・啓発活動(総会開催時のオープンキャンパス)
- 2 会議(打ち合せ)やネットワークづくり(食物アレルギー相談援助研究会)
- 3 2で検討した人材育成に関わる勉強会等の開催

イベント参加申し込み
「ベビークッキング」
参加費 500円
日時 2017年 4月 26日(金) 10:00 ~ 12:00

名前	年齢	性別	アレルギー	その他
1	4歳	男	卵	
2	5歳	女	卵	
3	6歳	男	卵	
4	7歳	男	卵	
5	8歳	男	卵	
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				





事業の成果

数値目標と実績値

事業名	1-1 運営・催し	1-2 普及・啓発	2 ネットワーク構築	3 人材育成
目標数値	220組500名	50組100名	8名	100名 (50名+50名)
実績値	149名	29組63名	8名	139名 (37名+102名)
達成率	29.8%	63%	100%	139%
分析	初めての「食物アレルギーに配慮したつどいの広場」への、利用者の心象を量的・質的調査できたことにより、客観的評価ができた 1) 食物アレルギーへの理解の広がり 2) 食物アレルギーへの関心度の高さ 3) 相互理解の場 4) セーフティーネットの必要性		・子育て支援施設の食物アレルギーへの関心の低さは、その子育て支援施設の職員の関心の低さと同じではない ・利用者支援事業の「必要な人に必要な支援をつなげる」「ワンストップ支援」の需要がますます増えるであろう実情に見合った仕組み作りが必要	

子育て中の家庭を対象とした地域での 食物アレルギーに配慮した「居場所」運営

利用者 アンケート

- アレルギーに配慮した運営への心象調査
- 乳幼児の保護者の心配事の把握

新たな支援者の 明確化

- 食物アレルギーへの漠然とした不安のある保護者の存在
- 他のつどいの広場での配慮の必要性(標準化)

ワンストップ支援と 社会的理解

- つどいの広場における利用者支援事業における食物アレルギー対応の必要性
- 適切な場へのバトンタッチと連携
- 食物アレルギーの子どもと地域との接点の場となり得る

会議（打ち合せ）やネットワークづくり

新たな支援者獲得

- 医療関係者の参加増加
- 福祉分野（大学教授・MSW・SSW）の新規参画

新たな支援の方法

- 医療モデルだけでなく生活モデルでの支援の必要性の共有
- 社会福祉士による福祉分野の積極的な参加

医療・福祉の連携

- 医師の子育て支援の場への支援の必要性への理解
- 子育て支援の場の食物アレルギー支援の医福連携



人材育成

既存の支援者

- 子育て支援の視点
- ソーシャルワークの視点



新たな支援者

- 医療・教育・福祉分野からの参加



今後の課題

- 子育て支援者の環境整備



事業実施における工夫

1) 職員全員での事業共有・実施

事業の目的

2017年度実施の調査から必要な評価の抽出

アンケートの作成・実施・集計・分析

2) 多分野・他分野の開拓・連携

医療・教育・福祉

京都府・京都市

3) 根拠法との関係性の理解

地域課題から社会課題へ ⇒ 政策提言への意識



学校教育法
児童福祉法
障害者福祉法



社会福祉士

2015年
アレルギー疾患対策基本法



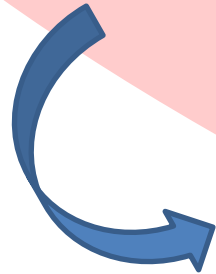
専門医
PAE

MSW



学校教育法
障害者福祉法

社会福祉士



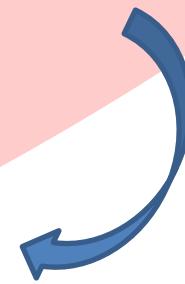
児童福祉法



アレルギー疾患対策基本法



専門医
PAE
MSW



学校教育法
児童福祉法
障害者基本法

社会福祉士
精神福祉士



2005年 発達障害者支援法
医療・保健・福祉・教育・労働
2015年 障害者基本法
精神障害(発達障害を含む)

2015年 アレルギー疾患対策基本法

-
-

令和元年度 子育て支援員&達人養成研修の内容と日程

区分		内容	主なカリキュラム	科目・時間数	開催地	定員	会場	開催日・時間（予定）	
基本研修		専門研修受講に先立ち、全ての方に受講いただきます。修了者は専門研修を受講いただけます。保育士等の資格をお持ちの方は免除されます。	①子ども・子育て家庭の現状 ②子ども家庭福祉 ③子どもの発達 ④保育の原理 ⑤対人援助の価値と倫理 ⑥児童虐待と社会的養護 ⑦子どもの障害 ⑧総合演習	8科目8時間 (講義2日)	京都市①	50人	京都府総合教育センター	7月16日(火) 10:00～15:10	7月19日(金) 10:00～15:10
					京都市②	50人	京都府総合教育センター	8月2日(金) 10:00～15:10	8月7日(水) 10:00～15:10
					長岡京市	50人	バンビオ	7月29日(月) 10:00～15:10	7月31日(水) 10:00～15:10
					宇治市	50人	ゆめりあうじ	7月2日(火) 10:00～15:10	7月4日(木) 10:00～15:10
					亀岡市	50人	ガレリア亀岡	7月23日(火) 10:00～15:10	7月26日(金) 10:00～15:10
					福知山市	50人	市民交流プラザふくちやま	7月8日(月) 10:30～15:40	7月11日(木) 10:30～15:40
					宮津市	50人	宮津市中央公民館	8月19日(月) 10:30～15:40	8月23日(金) 10:30～15:40
専門研修	子育ての達人コース (京都府オリジナル！)	京都府が独自に開催する研修です。子どもたちとの遊びをテーマに、身近なものを使った遊びや昔遊びなどの体験学習も行います。そこで学んだ経験やスキルを保育所や子育て支援事業等のボランティア活動に活かしていただくことを目指します。また、講座の最終日は、保育所等での体験実習を行います。修了者は原則、保育所等とマッチングを行うため「子育ての達人バンク」にご登録いただきます。	①講義「子どもの遊び概論」 ②実技「身近なものを使った遊び」や「コマ回しなどの昔遊び」、「受講生の特技を活かした遊び」などの体験 ③保育所等での体験実習	6科目8時間 (講義実習3日)	福知山市	50人	市民交流プラザふくちやま	10月7日(月) 13:00～15:45	10月9日(水) 13:00～15:45
					京都市	50人	京都府総合教育センター	1月20日(月) 13:00～15:45	1月22日(水) 13:00～15:45
	地域保育コース	共通科目	①乳幼児の生活と遊び ②小児保健、食事、栄養 ③心肺蘇生法、安全確保 ④保育者の職業倫理、グループ討議など	12科目15時間 (講義4日)	京都市	50人	京都府総合教育センター	8月27日(火) 13:00～16:50	注)9月4日(水) 10:00～15:00 または5日(木)
					長岡京市	40人	バンビオ	9月13日(金) 13:00～16:50	9月19日(木) 10:30～15:40
					福知山市	30人	市民交流プラザふくちやま	8月30日(金) 13:00～16:50	9月3日(火) 10:00～15:00
								9月9日(月) 13:00～16:50	9月12日(木) 10:30～15:40
		地域型保育	①地域型保育の概要 ②地域型保育の保育内容 ③地域型保育の運営など	6科目5時間 (講義2日) 見学実習2日	京都市	50人	京都府総合教育センター	10月2日(水) 13:00～16:50	10月4日(金) 10:30～15:40
					長岡京市	40人	バンビオ	10月10日(木) 13:00～16:10	10月15日(火) 13:00～16:50
		一時預かり事業	①一時預かり事業の概要 ②一時預かり事業の保育内容 ③一時預かり事業の運営など	6科目5時間 (講義2日) 見学実習2日	京都市	30人	京都府総合教育センター	10月24日(木) 13:00～16:10	10月29日(火) 13:00～16:50
					福知山市	30人	市民交流プラザふくちやま	10月28日(月) 13:00～16:10	11月1日(金) 13:00～16:50
		ファミリー・サポート・センター	①ファミリー・サポートの概要 ②ファミリー・センターの援助内容 ③援助活動の実際など	4科目6時間 (講義2日)	京都市	30人	京都府総合教育センター	11月13日(水) 13:00～16:10	11月22日(金) 13:00～16:50
					福知山市	30人	市民交流プラザふくちやま	11月5日(火) 13:00～16:10	11月11日(月) 13:00～16:50
	地域子育て支援コース	利用者支援事業（基本型）	①地域資源の把握 ②利用者支援事業の概要 ③地域資源の概要 ④事例分析とまとめなど	9科目7時間 (講義2日) 事前学習1日 見学実習1日	京都市	30人	京都府総合教育センター	令和2年2月開催予定 日程は10月頃に決定します	
		利用者支援事業（特定型）	①利用者支援事業の概要 ②保育資源の概要 ③記録の取扱い、まとめなど	5科目5.5時間 (講義1日)	京都市	30人	京都府総合教育センター	令和2年2月開催予定 日程は10月頃に決定します	
		地域子育て支援拠点事業	①地域子育て支援拠点事業の全体像 ②地域子育て支援事業の活動 ③講習等の企画づくり ④事例研究など	6科目6時間 (講義2日)	京都市	30人	京都府総合教育センター	12月12日(木) 10:30～14:40	12月13日(金) 10:30～14:40
					宇治市	30人	ゆめりあうじ	12月19日(木) 10:30～14:40	12月20日(金) 10:30～14:40
					亀岡市	30人	ガレリア亀岡	11月28日(木) 10:30～14:40	12月2日(月) 10:30～14:40
					宮津市	30人	宮津市中央公民館	12月5日(木) 10:30～14:40	12月9日(月) 10:30～14:40
		放課後児童コース	①放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容 ②子どもの発達理解、生活と遊びの理解と支援 ③放課後児童クラブに従事する者の仕事内容と職場倫理など	6科目9時間 (講義2日)	京都市	30人	京都府総合教育センター	令和2年2月開催予定 日程は10月頃に決定します	
					福知山市	30人	市民交流プラザふくちやま		

※ 会場及び開催日・時間は予定であり、変更する場合があります。
 ※ 受講の際、保育ルームを希望される方は、京都府保育協会にお申し出ください。
 ※ 研修講座の参加費は無料ですが、会場までの交通費は自己負担となります。

注) 専門研修「地域保育コース「共通科目」」を京都市会場で受講する方は、2日目の講座受講日を9月4日(水)、または9月5日(木)のいずれかを選んで申込書に☑してください。

社会的成果

マスコミ等への 掲載	合計	マスメディア (TV・新聞・ラジオ等)	行政が発行して いる広報誌等	地域誌や コミュニティラジオ等	その他
	2回	1回	1回	0回	0回
行政や他団体との 関わり	合計	問い合わせや視察等のアプローチ		他団体や他地 域への展開	その他
		行政	他団体		
	20回	3回	12回	5件	0件
制度化等の目途	合計	制度化	モデル事業化	予算化	その他
	7件	1件	1件	1件	4件



応募にあたっての 事業計画立案や申請のポイント

<事業概要>

「食物アレルギーの子どもと保護者が安心・安全に利用でき、生活面や精神面への適切な援助ができること」を目的に居場所作りを行う事業

法人理念と事業目的からの計画立案

1. 食物アレルギーの有無に関わらない、安心安全な「居場所(つどいの広場)」の運営
2. 全国のつどいの広場において、①の環境が整備される仕組みやネットワークの構築

<事業内容>

- 1 子育て中の家庭を対象とした地域での食物アレルギーに配慮した「居場所」運営
 - 1-1 食物アレルギーに配慮した催しの開催と参加者へのアンケート
 - 1-2 居場所の周知や普及・啓発活動(総会開催時のオープンキャンパス)

平時の活動の客観的評価

- 2 会議(打ち合せ)やネットワークづくり(食物アレルギー相談援助研究会)
- 3 2で検討した人材育成に関わる勉強会等の開催

平時の活動からの展開



成果を出すためのポイント

= モデル事業化

1) 職員全員での事業共有

事業の目的

事前調査の活用

アンケートの作成・実施・集計・分析

2) 多分野・他分野への積極的な開拓と連携依頼

医療・教育・福祉

京都府・京都市

3) 根拠法との関係性の理解

地域課題から社会課題へ ⇒ 政策提言への意識



新たな課題と今後の展開

＜新たな課題＞

- ◎子育て支援者(つどいの広場運営者・職員)への環境改善
 - ⇒助成事業を通して、子育て支援者の参加が「0」
 - ⇒京都府・京都市の子育て支援者養成研修に食物アレルギーの講座が無い
 - ⇒子育て支援者への心的負担の軽減(次へのバトンタッチ)
- ◎医療関係者の積極的な子育て支援の場への参画と理解
 - ⇒「病気」として捉えられているが、「食べ物」が治療と大きく関わるため、生活モデルでの支援が必要

＜今後の展開＞

- ☆食物アレルギー相談援助研究会を基盤とした子育て支援者への学び・研究の場の提供
 - ⇒子育て支援者に食物アレルギー支援のできる人材を増やす
 - ⇒医療関係者への積極的介入を図り、子育て支援への積極的参加を求める
- ☆つどいの広場での食物アレルギー対応の標準化と政策提言
 - ⇒京都府内つどいの広場で可能な対応を提案

京都府における食物アレルギーの子どもと保護者の支援体制への提案

提案項目

1. アレルギー疾患対策基本法における「拠点病院」の早期設置及び、アレルギー児・者への生活の質の向上のための相談体制（福祉との連携）の整備をお願いしたい。
2. 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）での、食物アレルギーへの受け入れ体制の整備をお願いしたい。

西脇知事におかれましては、就任以前より府内各地を回られ、かつて経験したことがない少子高齢化・人口減少社会に対して、多くの府民が不安を持っていることを実感されていると思います。

西脇知事のご就任のご挨拶にある様に、こうした社会においては、医療・介護・福祉、雇用の安定、子育て環境の整備、自然災害への備え、中小企業や農林水産業における人材育成・担い手の問題など、多くの課題が横たわっています。

その中で私たちは「食物アレルギー」について、「生活モデル」「医療と福祉の連携」「子育て支援」の調査・研究を行い、上記2点について、京都府でのご対応をお願いしたいと思っております。

現在、京都府では、「食物アレルギーの子京都おこしやす事業（健康福祉部健康政策課）」の取り組みで、他府県からの来京者への対応については、当事者・家族からの嬉しい声が多く聞こえるようになりましたが、京都府民に対する食物アレルギーそのものに対する施策予算は「0」のままです。京都府民への直接的な施策として、資源の開発・既存資源の再開発等をお願いします。

1. アレルギー疾患対策基本法における「拠点病院」の早期設置/アレルギー児・者への生活の質の向上のための相談体制（福祉との連携）の整備

2014年6月公布、2015年12月に施行されたアレルギー疾患対策基本法では、

1. アレルギー疾患の予防と症状の軽減
2. アレルギー疾患医療の均てん化の促進等
3. アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上
4. 研究の推進等

以上の4つが、基本施策として挙げられています。その根幹である「拠点病院」は、現在28都道府県、近畿地方でも京都・和歌山を除く1府3県で11病院がすでに指定されています。京都においても、拠点病院の早期の設置を望みます。（資源の開発）

また、拠点病院設置と共に、生活の質の向上のための支援体制として、生活圏・福祉面にも対応した相談体制の整備も併せての設置を希望します。

医療ソーシャルワーカー、スクールソーシャルワーカーの対象案件として、食物アレルギーを加えて欲しい（再資源化）

※先行事例として千葉県の取り組みを添付します。（資料1）

- ・アレルギー疾患医療拠点病院（千葉大学医学部付属病院）
- ・子どものアレルギー相談
- ・NPO法人千葉アレルギーネットワーク

2. 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）での、食物アレルギーへの受け入れ体制の整備

つどいの広場は、子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流するための場所（施設）です。子育てアドバイザーが育児相談に応じるほか、地域の子育て支援に関する情報の提供や子育て講座等のイベントも開催しています。

当法人も2015年3月から、京都市からの委託を受け、食物アレルギーに配慮したつどいの広場を管理・運営しています。しかしながら、つどいの広場は地域の子育て支援が対象で、特別な配慮を要する食物アレルギーの子どもと保護者に対応した管理・運営、講座やイベントの開催は、そのスキルや経験のない管理者には難しく感じられ、京都市内を含めた京都府内のほぼ全てのつどいの広場では対応がされていません。そのため、食物アレルギーの子どもや保護者には、利用しにくい施設となってしまっています。

2017年・2018年に当法人が実施した『子育て支援からの食物アレルギー支援』の調査によると、食物アレルギーの子どもと保護者の子育て支

援の必要性や、食物アレルギーのない地域の子育て世帯の食物アレルギーへの関心等について、その両方が、食物アレルギーの有無に関わりなく一様に、安心・安全に過ごせる場所を求めていることが見えてきています。

しかしながら、現在京都府が実施しているつどいの広場の職員向けの研修「子育て支援員&子育ての達人養成講座」には、食物アレルギーの内容が含まれていません。そのため当該職員は、食物アレルギーへの正しい知識の上書きができず、また適切な相談への受け答えができない状況にあります。当法人が実施した調査でも、「食物アレルギーへの相談は難しい、どう答えてよいかわからない」といった回答が多く、必要な支援ではあるものの、その方法がわからないという背景があります。

以上のことから、「子育て支援員&子育ての達人養成講座」に、食物アレルギーの内容を加えていただきます様にお願いします。また、その内容については、医療知識だけでなく生活モデルでの支援・福祉視点での相談援助のありかたにも触れていただけることを希望しています。（再資源化）

※上記資料として、当法人が実施した調査報告書と京都府の養成講座パンフレット（PDF）を添付します。

- ・子育て支援からの食物アレルギー支援（資料2）
- ・社会福祉振興助成モデル事業成果報告書「食物アレルギー児への子育て支援事業」（資料3）
- ・子育て支援員&子育ての達人 養成講座のご案内（資料4）
- ・当法人の相談員（社会福祉士）による、子育てボランティア向けの研修のレジュメ（資料5）

妊婦の高齢化により出産に危険を伴う事例が増えており、また、核家族化が進み祖父母の助けが無い中で乳幼児の看護・面会を行っている家庭も多い。北部地域の病院のNICUを維持、拡充させ、20年後、子どもの世代が出産を迎える時にも、希望あふれる子育てができるよう、堅実な医療体制の礎を築いてほしい。	イリスク分娩に適確に対応する医療機関との機能分担など、地域で必要な医療を受けられるような体制の構築を検討したいと考えています。
どの地域でも医療を受けられるようにしても、高齢者の交通手段を確保しなければ通院が難しい。	市町村等と連携し、地域の生活交通を支える路線バスネットワークを維持するとともに、自家用有償運送などの活用、貨客混載やマルチ交通等の整備により、通院を含めた交通手段を維持・確保していきたいと考えています。
アレルギー疾患対策基本法における「拠点病院」を早期設置するとともに、アレルギー児・者への生活の質の向上のための相談体制(福祉との連携)を整備してほしい。	御提案を踏まえ、分野別基本施策「③安心できる健康・医療と人生100年時代」の具体方策25の後半に「アレルギー疾患についても、医療提供体制や相談体制の整備を進めます」を追加し、治療拠点病院の配置等医療提供体制や相談体制の整備を進めていきます。

パブリックコメント(要旨)	意見に対する京都府の考え方
京都市内を含めた京都府内のほぼ全ての地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)ではアレルギー対応がされておらず、食物アレルギーの子どもや保護者には、利用しにくい施設となってしまう。京都府が実施しているつどいの広場の職員向け研修「子育て支援員&子育ての達人講座」でも、食物アレルギーの内容が含まれていないので、加えてほしい。	地域子育て支援拠点事業については、市町村が現任者に対して専門的な知識・技術に関する実務的な研修を実施するものですが、ご意見を踏まえ、アレルギーも含めた専門的な知識・技術に関する研修の実施について、京都府も引き続き支援してまいります。
教育現場でのアレルギーへ対応については私立・公立問わず、一貫した指導や研修を行ってほしい。	公立・私立幼稚園等及び小中学校に対しては、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン(日本学校保健会)」等を踏まえ、通知を行うとともに、「学校等における食物アレルギー対応の手引き(京都府教育委員会)」を送付するなど、適切な対応について依頼しているところです。 また、「学校給食における食物アレルギー対応指針(文部科学省)」等に基づき、学校生活管理指導表の活用を必須として、除去食や代替食、弁当持参などの対応を行っています。各種講習会に参加した教職員が所属の学校で情報共有を図るなど、引き続きアレルギーを持っている子どもたちが安心して学校生活を送れるように対応していきたいと考えています。
難病に対する医療情報やドクターヘリについて知るためのツールがほしい。	難病に対する医療情報やドクターヘリについては、「京都健康医療よろずネット」で難病に対する医療情報を提供しており、今後も内容を充実させていきます。また、ドクターヘリについても情報提供するホームページを既に開設しています。 ○広域的なドクターヘリの配置・運航(関西広域連合ホームページ) https://www.kouiki-kansai.jp/koikirengo/jisijimu/iryo/170.html
	高齢者の健康づくりについては、加齢に伴う筋力の衰えや活動の低下(フレイル)を